

建設業における 適正な取引の推進に向けて！

（発注者・受注者編）



国土交通省九州地方整備局
建政部建設産業課

リーフレットデータ
はこちらから



発注者・受注者間の取引で次のような事例はありませんか？

～本リーフレットにおける用語の定義～

「発注者」とは建設工事の最初の注文者(いわゆる「施主」)を指します。

「受注者」とは発注者から直接工事を請け負った請負人、「受注予定者」とは発注者と工事請負契約の協議を行っている建設業者を指します。

発注者・受注者の関係は対等ですか？

○発注者が、**自らの予算額のみを基準**とするなど、合理的根拠なく、**請負代金の額を決定した**。(いわゆる「指値」)
追加工事が発生したが、追加工事に係る費用について、**必要な増額変更を行わず、受注者に費用を負担させた**。

○発注者の責めに帰すべき事由により生じた**損害を受注者に負担**させたり、**過度なアフターサービス**(経年劣化に起因する不具合など)を受注者に**負担**させた。
また、設計図書と現場の状況が異なっていた場合に、契約外の事項にもかかわらず、発注者が**設計変更の作業を受注者に無償で行わせた**。

○発注者との価格協議に際し、**見積総額で協議したため、結果として必要な法定福利費が確保できなかった**。

○発注者が地位を不当に利用し、**指値をし**たり、**追加工事に要する費用を受注者に負担**させ、請負代金が工事を施工するために「**通常必要と認められる原価**」に**満たない金額**となる場合は、建設業法に規定する「**不当に低い請負代金の禁止**」に違反するおそれがあります。

○受注者に過度な負担や義務を課すなどにより、「**通常必要と認められる原価**」に**満たない金額**となる場合は、建設業法に規定する「**不当に低い請負代金の禁止**」に違反するおそれがあります。

○労務費をもとに算定される法定福利費は、**本来、価格協議の対象とはなりません**。必要な法定福利費を減額することは、建設業法に規定する「**不当に低い請負代金の禁止**」に違反するおそれがあります。

建設業法(不当に低い請負代金の禁止)

第十九条の三 注文者は、**自己の取引上の地位を不当に利用**して、その注文した建設工事を施工するために**通常必要と認められる原価に満たない金額**を請負代金の額とする**請負契約を締結してはならない**。

○社会保険の保険料は建設業者が**義務的に負担しなければならない「法定福利費」**であり、「**通常必要と認められる原価**」に含まれる。

そのため、見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要がある。

○**法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合**には、**発注者がこれらの保険への加入義務を定めた法令の違反を誘発するおそれがあるとともに、発注者が建設業法第19条の3に違反するおそれがある**。「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(抜粋)

上記事例は、いずれも「**正常な商慣習に照らして不当に受注者に不利益を与える行為**」です。

公正取引委員会は、取引上の地位が相手方に優越している事業者が、一方的に、取引を実施する場合に当該取引の相手方に**正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為を「優越的地位の濫用」として、独占禁止法によって規制しています**。

契約手続きは適正に行われていますか？

○発注者が、工事内容を明確に示さず、**曖昧な見積条件で受注予定者に見積させた**。

発注者が、地盤の沈下など**工期や請負代金に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあることを知りながら**、受注予定者にその**情報提供を行わず、見積させた**。

○追加工事が発生したが、**書面による変更契約を行わなかった**。

○発注者は、受注予定者に対して、見積に当たって建設業法に規定された事項(見積条件や工事内容等)について、**できる限り具体的な内容を提示しなければなりません**。

また、発注者は、当該工事に関し、**工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあるときは、契約締結までに受注予定者に必要な情報を提供しなければなりません**。

○当初契約時に契約内容が明らかになっていても、その後、変更契約が口約束で行われれば、明確性及び正確性が担保されず後日紛争の原因となるおそれがあります。

書面の交付による変更契約を行わないことは建設業法に違反します。

建設業法(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)

第二〇条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、**地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない**。

建設業法

第十九条 2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰に対応した価格転嫁が適正に行われていますか？

○当初契約時に資材等の**最新の実勢価格**を適切に反映していない請負代金額で契約を締結した。

○労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰により**施工に必要な費用が上昇**しているにもかかわらず、追加費用の負担について、**発注者が受注者の協議に応じず、必要な変更契約を行わない**。

○請負契約書に**スライド条項を規定していない**、又は「**価格変動による変更協議に応じない**」旨を見積条件等に記載している。



○国土交通省では適正な請負代金の設定が図られるよう、発注者に対し、以下について周知しています。

（公共発注者）可能な限り**入札日に近い時点における最新の単価を用いて、適正な予定価格の設定を行うこと**。

（民間発注者）最新の**労務費、原材料費、エネルギーコスト等**について市場の実勢を適切に反映した価格での発注を行うこと。

なお、資材価格等が値上がりし、受注予定者から協議の申し出があるにもかかわらず、**従来の単価と同一の単価で契約締結することは「優越的地位の濫用」となるおそれがあります**。

○契約締結後において、**資材価格等が値上がりし、受注者から協議の申し出があった場合には、適切に協議に応じ、状況に応じた必要な変更契約を実施**するようお願いします。変更契約を行わない場合は、建設業法に規定する「**不当に低い請負代金の禁止**」に違反するおそれがあります。なお、多くの場合、発注者の方が取引上の立場が強いため、受注者は価格転嫁を言い出しにくい状況にあります。そのため、**発注者には積極的に協議の場を設けること**が求められており、民間建設工事の発注者が**協議を行わない場合「優越的地位の濫用」となるおそれがあります**。

○適切な変更契約を行うために、**公共又は民間建設工事標準請負契約約款**における契約変更条項を適切に設定して運用してください。

公正取引委員会は、『**労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがある**』と明確化しています。また、令和5年11月に「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」を策定し、本指針に記載の行動指針に沿わない行為をした事業者には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していくこととしている。

公共建設工事標準請負契約約款（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）（抜粋）

第二十五条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から十二月を経過した後日本国内における**賃金水準又は物価水準**の変動により**請負代金額が不適当となったと認め**たときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。【全体スライド条項】

5 特別な要因により工期内に**主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは**、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、**請負代金額の変更を請求**することができる。【単品スライド条項】

6 予想することのできない**特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは**、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、**請負代金額の変更を請求**することができる。【インフレスライド条項】

民間建設工事標準請負契約約款（請負代金額の変更）（抜粋）

第三十一条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。

五 契約期間内に**予想することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき**。

働き方改革（適正な工期・長時間労働の改善）を考慮していますか？

○現在、建設業では時間外労働の上限規制が適用除外されているため、**上限なく時間外労働を行わせている**。

○発注者が、早期の引渡しを受けるため、受注予定者に対して、**当該工事を施工するために通常必要と考えられる工期よりも著しく短い期間を示し、当該期間を工期とする契約を締結した**。

あるいは、当初定めた**工期を変更する際、通常よりも著しく短い期間を工期とする請負契約を締結した**。



○働き方改革の一環として労働基準法が改正され、**令和6年4月からは建設業にも時間外労働の上限規制が適用**されます。

○たとえ発注者と受注者が合意していても、令和6年4月以降、上限規制を上回る**違法な時間外労働を前提として設定された工期は、「著しく短い工期」となり、建設業法に違反するおそれがあります**。

また、**工期を変更する場合も建設業法は適用され、変更後の工事を施工するために「著しく短い工期」を設定することは禁止**されています。違反した場合、**許可行政庁が発注者に「勧告」**することができ、勧告に従わない場合は**公表**されることがあります。

※**公共工事の場合**、受注者（元請）が下請業者と著しく短い工期で下請契約を締結していると疑われる場合は当該工事の発注者は当該**受注者の許可行政庁にその旨の通知**が必要です。

○他産業と比較して、**建設業は年間出勤日数が多く、年間総実労働時間が長い状況**となっている。
4週8休（週休2日）の取得についても普及が遅れている。



○**長時間労働の改善や週休2日の確保などの働き方改革の推進**は、建設業の将来の担い手（若者）を確保するために非常に重要な取組です。**人手不足は人件費の高騰を招き、結果として、工事コストの増大につながります**。

建設業法（著しく短い工期の禁止）

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して**著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない**。

建設業法（発注者に対する勧告等）

第十九条の六 2 建設業者と請負契約を締結した**発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可を国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる**。

○令和6年4月以降、上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定された工期は、たとえば、**発注者と受注者が合意していても「著しく短い工期」と判断されます**。「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第5版）」（抜粋）

○改正労働基準法（平成31年4月施行 建設業については令和6年4月から適用）

時間外労働の上限規制

・原則として月45時間、年360時間

・臨時的な特別な事情がある場合でも上回ることでない上限

①時間外労働時間が年720時間以内

②時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満

③時間外労働と休日労働の合計について、2～6ヶ月の平均が全て1月当たり80時間以内

④時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6ヶ月が限度

※災害の復旧等の事業に関しては、上記②③は適用されません。

（詳しくは労働基準監督署にお問い合わせ下さい。）

～建設業の働き方の現状（令和4年）～

○年間出勤日数、年間総実労働時間の比較
全産業と比べ建設業は年間出勤日数で**12日**、年間総実労働時間で**68時間**長くなっている。

○建設業における休日の取得状況

「**4週6休程度**」が最も多く、4週8休（週休2日）の確保ができていない。

○年齢階層別の建設技能者数

60歳以上が全体の約25%（77万人）を占め、**29歳以下は約12%（35万人）程度**。

建退共(建設業退職金共済制度)について

建退共制度とは

- ・ 公共工事・民間工事を問わず適用される制度です。
- ・ 建設業を対象に、「中小企業退職金共済法」という法律により、国が作った退職金制度です。建設業を営む事業主の方が、対象となる労働者の方々の働いた日数に応じて掛金を納付することにより、その方々が建設業で働くことをやめたときに、独立行政法人勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部からご本人に直接退職金が支払われる制度です。
- ・ **建退共制度の掛金納付に係る受注者の費用は、工事の施工に従事する労働者に係る必要経費であり、工事の請負代金に適切に反映されるべきものです。**
建設工事を発注する際は、建退共制度の適正な履行が図られるようご配慮をお願いします。

建退共ホームページ→



建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用及び環境整備への配慮について

建設キャリアアップシステム（CCUS）は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる仕組みで、業界団体と国が連携して普及を進めています。

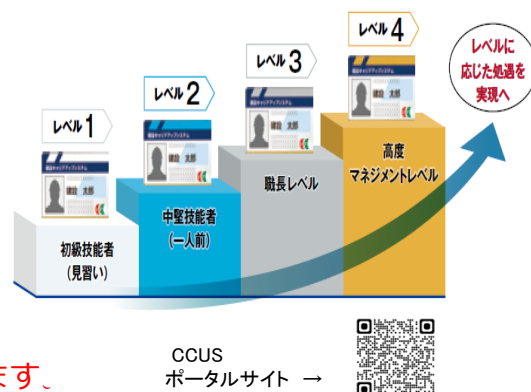
建設キャリアアップシステムを活用することにより、

- ①若い世代がキャリアパスの見通しをもてる
- ②技能、経験に応じて適切に処遇を改善する
- ③技能者を雇用し育成する企業が成長する

建設業を目指しています。

今後、公共工事・民間工事を問わず、事業者にも技能者にも広く普及させていくことが不可欠です。

システムの活用や、工事に従事する技能者がカードを利用できる環境整備が図られるよう、元請事業者による現場登録やカードリーダーの設置などについて、ご理解をお願いいたします。

CCUS
ポータルサイト →

法令遵守相談窓口について

建設業の法令違反に関する通報窓口

～なくそう違反、あったら通報！～

駆け込みホットライン

TEL 0570-018-240

FAX 0570-018-241

E-mail : hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】 10:00～12:00, 13:30～17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けます。
- 法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査などを実施し、違反行為があれば指導監督を行います。

リーフレット



建設業に関する総合的な相談窓口

～建設業に関する様々な相談を受付けます！～

建設業フォローアップ相談ダイヤル

TEL 0570-004-976

E-mail : hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】 10:00～12:00, 13:30～17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
- 加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、取引に関する法令上の規定などを確認したい場合の相談も受け付けます。

リーフレット

